

特 記 仕 様 書

工 事 名 倉治1丁目高架下ボール遊び広場附属施設設置工事
履行期間 令和8年9月2日 から 令和9年1月29日 まで

第1条 本工事の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木工事共通仕様書（令和8年4月版大阪府都市整備部）」（以下「共通仕様書等」という。）並びに「遊具の安全に関する規準（2024年4月版一般社団法人日本公園施設業協会）」を準用するものとする。

（共通仕様書等は下記ホームページアドレスからダウンロードできます。）

https://www.pref.osaka.lg.jp/soshikikarasagasu/gijutsukanri/dobokuhikkei/r8_4dobokuhikkei.html

第2条 以下、共通仕様書等に対する特記事項は次のとおりとする。

共 通 編

1-1-1-39 官公庁等への手続等

本工事は一般国道1号（第二京阪道路）の高架下用地を利用して、附属施設を設置するものであるため、管理者に対する用地占用の許可申請、また、工事施工にあたっては近接工事施工の許可申請が必要である。そのため、監督員と協議し各申請において必要な書類について作成すること。なお、申請してから許可が下りるまで1か月程度の期間を要する。

第3条 その他特記事項

本特記仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

－ 以 上 －